

第9期大学分科会における部会等について

1. 将来構想部会

(所掌事務)

今後の高等教育機関全体の機能・役割、振興策の基本方針について審議を行う。

└─── 制度・教育改革ワーキンググループ

(所掌事務) 各学校種の教育の改善方策について、制度面を中心に審議を行う。

2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方(研究との連携を含む)について専門的な調査審議を行う。

└─── 専門職大学院ワーキンググループ

(所掌事務) 専門職大学院制度の見直しに関する方策や、その他専門職大学院の機能強化のために審議すべき事項について、専門的な調査審議を行う。

3. 法科大学院等特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

└─── 共通到達度確認試験システムに関するワーキング・グループ

(所掌事務) 法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである「共通到達度確認試験(仮称)」の本格実施に向けて必要となる専門的な調査・分析・検討を行う。

4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第112条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

5. 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム

(所掌事務)

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた、より具体的な制度設計等について、専門的な調査審議を行う。